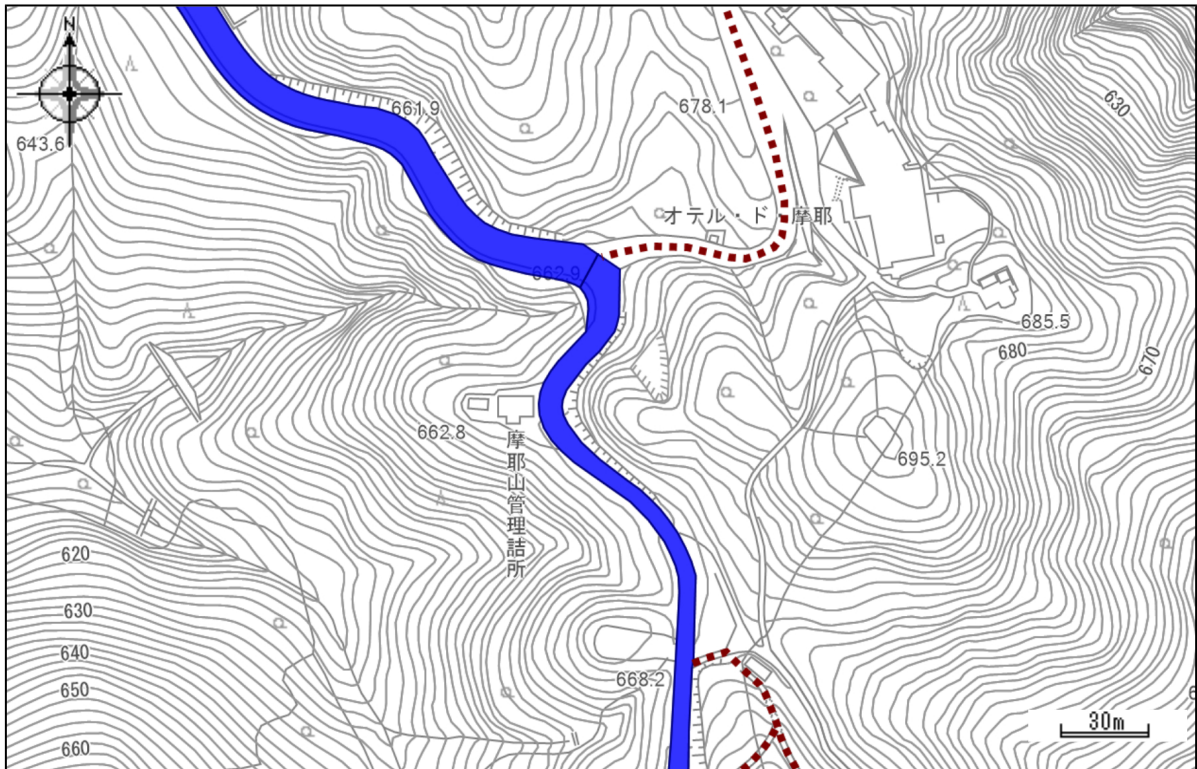


神戸市建築基準法指定道路図

旗の示す路線の情報は以下のとおりです。

神戸市灘区摩耶山町 付近



表示	建築基準法の道路種別	説明
	法42条1項1号道路（道路法）	道路法による幅員 4 m以上の道路
	法42条1項2号道路（開発等）	都市計画法、土地区画整理法等による幅員 4 m以上の道路
	法42条1項3号道路（既存私道）	基準時(注)に現に存在する幅員 4 m以上の道路
	法42条1項4号道路（事業予定）	道路法、都市計画法、土地区画整理法等の事業計画のある道路のうち特定行政庁が指定した幅員 4 m以上の道路
	法42条1項5号道路（位置指定）	政令で定める基準に適合する道で、築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けた幅員 4 m以上の道路
	法42条2項道路（みなし道路）	基準時（注）より存在し、かつ幅員や建ち並びに関する一定の要件を満たし特定行政庁が指定した幅員 4 m未満の道
	法42条3項道路（水平距離指定）	法42条2項道路のうち、特定行政庁から水平距離(道路の中心線から道路境界線までの距離)の指定を受けたもの
	建築基準法の道路でない	上記に該当しないもの
	要注意路線	窓口でご確認下さい

(注) 基準時：建築基準法施行時（昭和25年11月23日）都市計画区域に編入されていなかった一部の地域は、同区域に編入された日

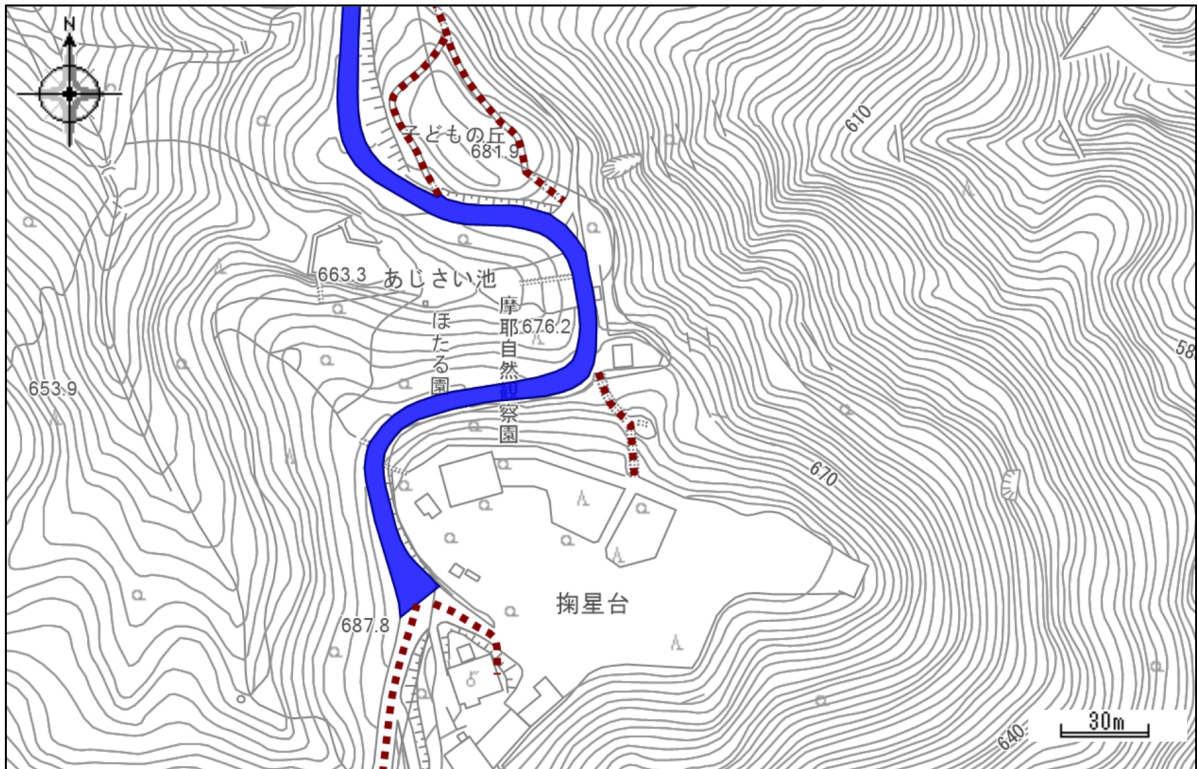
ご利用にあたって

- ・ 建築基準法第42条第1項～第3項に規定する道路の種別と概ねの位置を示したもので、道路幅員、境界位置及び始終端位置などを示すものではありません。
- ・ 指定道路等に関して、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
- ・ 建築基準法第43条第1項各号に該当する道路（自動車専用道路など接道対象とならないもの）は表示していません。
- ・ 道路種別によっては、担当課とのご相談が必要な場合があります。注意事項欄の表示を必ずご確認ください。
- ・ 個別の道路種別に関するお問合せ等については、建築住宅局建築安全課にご来庁ください。電話等での答えはできません。

神戸市建築基準法指定道路図

旗の示す路線の情報は以下のとおりです。

神戸市灘区大石 付近



表示	建築基準法の道路種別	説明
	法42条1項1号道路（道路法）	道路法による幅員 4 m以上の道路
	法42条1項2号道路（開発等）	都市計画法、土地区画整理法等による幅員 4 m以上の道路
	法42条1項3号道路（既存私道）	基準時(注)に現に存在する幅員 4 m以上の道路
	法42条1項4号道路（事業予定）	道路法、都市計画法、土地区画整理法等の事業計画のある道路のうち特定行政庁が指定した幅員 4 m以上の道路
	法42条1項5号道路（位置指定）	政令で定める基準に適合する道で、築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けた幅員 4 m以上の道路
	法42条2項道路（みなし道路）	基準時（注）より存在し、かつ幅員や建ち並びに関する一定の要件を満たし特定行政庁が指定した幅員 4 m未満の道
	法42条3項道路（水平距離指定）	法42条2項道路のうち、特定行政庁から水平距離(道路の中心線から道路境界線までの距離)の指定を受けたもの
	建築基準法の道路でない	上記に該当しないもの
	要注意路線	窓口でご確認下さい

(注) 基準時：建築基準法施行時（昭和25年11月23日）都市計画区域に編入されていなかった一部の地域は、同区域に編入された日

ご利用にあたって

- ・建築基準法第42条第1項～第3項に規定する道路の種別と概ねの位置を示したもので、道路幅員、境界位置及び始終端位置などを示すものではありません。
- ・指定道路等に関して、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
- ・建築基準法第43条第1項各号に該当する道路（自動車専用道路など接道対象とならないもの）は表示していません。
- ・道路種別によっては、担当課とのご相談が必要な場合があります。注意事項欄の表示を必ずご確認ください。
- ・個別の道路種別に関するお問合せ等については、建築住宅局建築安全課にご来庁ください。電話等での答えはできません。